

水田政策の見直しの方向性について（概要）

水田政策を、以下の方向で令和9年度から**根本的に**見直す検討を本格的に開始。

- 1 水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、**作物ごとの生産性向上等への支援へと転換**。
このため、令和9年度以降、「**5年水張りの要件**」は求めない。
〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕
- 2 米については、国内外の**需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良**等の生産性向上策等を強力に推進。
輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米**等を支援。
- 3 国産飼料の生産性向上を図るため、**飼料用米中心の生産体系**を見直し、**青刈りとうもろこし等の生産振興**を図る。
- 4 麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、**水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討**。
- 5 **有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）**。
- 6 農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながら**より多くの離農農地の引き受け**を進めていけるよう、**農地の集約化等への支援制度**について、**既存制度を見直し、強化**。
- 7 産地交付金について、現場の実態を**調査・検証**した上で、**水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域**も含め、地域の事情に応じた**産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討**。
- 8 **中山間地域等直接支払**について、条件不利の実態に配慮し、**支援を拡大**。
多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。
- 9 予算は、**現行の水活**の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた**財源を活用**。
このように、**構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく**。